

第十号

徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年十一月二十六日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例（平成三年徳島県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「普及」の下に「及び適正な計量の実施の確保」を加え、「食品加工の進展」を「経済の発展」に改める。

第二条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 計量に関する事務を行うこと。

第九条に次の一項を加える。

9 第三項から第五項まで及び前項の規定にかかわらず、第二条第四号に規定する業務に係る手数料は、徳島県商工労働関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第三十五号）の定めるところによる。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

提案理由

徳島県立工業技術センターの高度かつ専門的な知識、技術等を生かし、適正な計量業務の確保及び充実を図るとともに、環境計量に関する機能の強化及び計測技術の高度化を推進するため、徳島県立工業技術センターに徳島県計量検定所を統合する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。